

藩政中枢の構造と記録体系

江藤彰彦 (久留米大学)

□藩政中枢の構造

▽御用人

御用人とは？

御用人は役号ではない

天保 050101 年始規式出席者の役号(天保 05 「日記」 黒田文書 209)

小書院：大老・家老・中老(御右筆所詰を含む)・御筋目・御用勤・御納戸頭・裏判役・御城代頭・家老嫡子

大書院(太刀持参)：大組頭・鉄砲大頭・大目付・御小姓頭・御用聞・御用聞格郡町浦三奉行・御用聞格勘定奉行・御構頭分・御旗奉行・馬廻頭・無足頭・御留守居・(この間一部不詳 町奉行・船手頭等カ)・御使番

大書院：奥頭取・奥頭取格儒者・奥頭取格次席御右筆頭取・御納戸頭/裏判役/御城代頭嫡子・目付・京都聞役・長崎聞役・大坂蔵元奉行・郡代・永蔵奉行・御銀奉行・御救銀奉行・御構御用聞・御右筆頭取・御納戸・御右筆・御小姓・御弓頭・御側筒頭・御鎗奉行・御目付・郡々作事引切受持郷夫頭兼帯・郡代助役・学問所指南役・学問所目付・御船方目付・学問所指南役介・学問所指南加勢役・足輕頭・石火矢役・御馬廻・中船頭・御組外・郡目付・郡々鉄砲諸獵見ケメ方・御船方目付・御台所目付・直礼御陸士目付・御無足・御鷹方・御台所方・三奉行支配・御代官・御城代・勘定奉行支配・御船方・島番・(以上終了後) 御目見医師

(以上終了後) 御通掛之面々被渡御目

御用人＝御右筆所詰＝御用勤との通説

「用勤 四名時に増減アリ ……御用人又ハ御右筆所詰ト云フ、中老又ハ家老ノ嫡子之ニ任ス、諸家交際・贈賄・音信等ヲ主宰ス」/「南柯一夢」附録

しかし、御右筆所詰は御用勤ではない

天保 040828/「櫛橋又之進)御右筆所詰被仰付候、万端御用勤同様相心得可相勤候事/大目付日記 『福岡市史 近世②』 772

また、しばしば御納戸頭が御用人として記録される

天保 040616/「一御堀廻御馬上ニて御出之御行列付御治定之段、御用人市太郎より相伺相達置候間、則手元へ留置写取、追て口々可相達事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』 706

天保 040816/「一御納戸頭水野市太郎より左之通り之御手数ニて、友泉亭御滞座被遊候、別段御這入之儀ハ被仰出無之段相達候間、口々相達ル」/大目付日記 『福岡市史 近世②』 758

天保 041024/「御用人杉山文左衛門」/大目付日記 『福岡市史 近世②』 812

御納戸頭も御用人に含まれる？

天保 041009/「御納戸頭も一己之儀ハ呼候て相達事ニ候得共、御用人一席之事故、子共ニ呼ニも遣かたく、不得止事手元より参り候て呼立相達候儀ニて、右席ニてハ相達不申候段相答可申候」/大目付日記 『福岡市史 近世②』 803

御用人の人数は御用勤人数よりも多い

天保 040612/「会読拜聞の図」には家老として○が 6、御用人中として○が 9 描かれている/大目付日記 『福岡市史 近世②』 701

安政 02/家老 8名・御用勤 5名・御納戸頭 5名 / 「南柯一夢」地

御用人＝中老 御右筆所詰＋御納戸頭＋御用勤ではないのか？

御用人は役号ではなく、御右筆所詰・御納戸頭を含めた表と奥の御側役の総称？

表からの御用人と奥からの御用人

御用勤＋御右筆所詰＝表から出た御用人？

御納戸頭＝奥からの出た御用人？

天保 0411/侍従通路のため「明後日八時頃より町筋津出し見合候様、御納戸頭より(大目付へ)申談候間、町奉行・郡代へ其段申談置候事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』 830

御用人の職掌

奥が職掌領域 表は家老の職掌領域

天保 1203/飛脚差立を延ばしても「表の方」は支障がないか、御用人より月番へ照会。月番は御用部屋へ掛ける。/櫛橋日記(戸部文書)

奥の内の公的事項を管掌 ⇨ 奥＝公的な部分＋私的な部分

天保 1011/今回の斉漙出府は「御留守之御形」であるので、御用人の出方は不要とし、奥頭取を以申上る。/櫛橋日記

天保 040610/御意の確認と伝達 御船手頭からの御覧の節二三男罷出候は、御船手頭(申出)→大目付(引合)→御用人(差支無之)→大目付(伝達)→御船手頭のルートで伝達/大目付日記 『福岡市史 近世②』 701

御用人は御政事筋には関わらない方が望ましい(黒田播磨の見解)

天保 040524/四日・廿日の御咄会、少将様の思召により、竹田茂兵衛(儒者)・梶原長太夫の出席を廃し、「家老・用人」だけとする方針が示される。これに対して、黒田播磨は「御用人出席にてハ御政事の御断ニも差問候辺之儀申上」。侍従は時々都合により家老のみとするか、御用人を加えるかを判断する方針を示す。/大老日記 『福岡市史 近世②』 399

▽家老と御用人の関係

家老が御前に出仕する場合は、必ず御用人も出仕する

天保 1011/「惣て手元(家老)不時出方いたし候得は、御国元ニては其ため御用人より壱人出方有之」/櫛橋日記

家老から奥への指示は御用人を介して伝達される 家老の職掌領域＝表

天保 1011/裏判への転役仰付が事前に斉漙から大殿様へ伝達されていないため、家老が御用人に青山・渡辺要蔵への掛合を指示。/櫛橋日記

天保 1203/家老から御用人へ、御右筆所御記録の修正を指示/櫛橋日記

「御記録誤りと相聞候ニ付、此前之留ハ改ニ相成、此節之所月番謁之所ニ書留ニ相成候様御用人え申談候事」 ⇨ 家老は右筆頭取に対し直接御記録修正の指示はしない。

天保 1203/学問所の人柄について、改めて修行を申付るか否かは「御用人之見込次第」。学問所惣受持にも差控を申出させるか否かも「御用人之見込次第」で、「席より強て差控申出候様申訳ニては有之間敷」と家老中は申合。/櫛橋日記

御内分之儀・奥限りの事柄(奥の私的部分)に表は関わらない 奥=御納戸頭の職掌領域
天保 0902/御内分御覽であれば家老中は出席しない(御右筆所詰も同様?) /櫛橋日記
天保 040705/友泉亭での大筒打方、友泉亭ないし御下屋敷での小筒玉せり御覽は「御内分之御都合」で実施。そのため「支配頭も出方無之」。また御納戸頭から大目付への伝達も「全心得のため申談置」/大目付日記 『福岡市史 近世②』727
天保 040713/「右御覽ハ全内分之御都合ニ被為在候段御納戸頭より相達、手元(大目付)ハ右両様之御手当之外ハ懸り合無之段噂有事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』732
天保 041118/船方役所へ侍従御入の節、不快で退出したとして大目付へ差控引合。大目付は「御入」は「全御内分之御出ニて、引ケ後御見合せ之御出」として差控に及ばずと回答/大目付日記 『福岡市史 近世②』826

御用人の職掌領域に御用部屋は関わらない

天明 070310/(欄外朱筆)「○(馬廻頭櫛橋)久左衛門初、御判物御用ニて江戸え被指越候面々、御判物警固いたし十月廿五日福岡帰着、同日箱崎より持込、於御殿御家老中御判物改等之儀、一切御用部屋ニ懸合無之、表御右筆所ニ而相調之、為後勘加朱書」/御用帳 317-165
天明 070417/(朱筆)「○最初は御用部屋より取調之、表御右筆より御用懸被仰付候以後ハ、表御右筆所ニ而取調へ、申渡書并呼出切紙も調之、為後勘加断書、表より御用懸被仰付候儀ハ惣而准此」/御用帳 318-087

御用人は原則として表役人を直接指揮できない。 → 月番へ伝達を申入れ

□家中の支配構造 頭と支配方

▽頭と支配

「頭支配」は基本的に「頭」・「支配」

正徳 0411/「当春以来諸士願書、組頭・支配方或ハ同役ヨリ月番ノ家老中へ段々指出、目付方聞合も相済候ニ付……」/吉田家伝録 中 204

寛保 010321/「一切扶之面々扶持方米請取之儀、毎月五日切組頭・支配方へ銘々証文差出……」・「一組頭・支配方より別紙案文之通一組・一支配之扶持方米高之証文一枚、毎月十日切裏判所へ差出可被申候」/御用帳御法令之部 199-022

「支配頭」は基本的に「支配頭」で、「支配・頭」ではない。

天保 040602/「其外門弟之支配頭へえ出席之儀申談事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』693

▽組と支配

頭と組

「頭トハ長タルヲ云フ」・「組トハ頭ノ支配ヲ受ル者ヲ云フ」(「南柯一夢」附録 3-241 頁)

支配方と支配

「組・支配は勤休共ニ左之三日間罷出、御両殿様え御祝義御帳ニ付候様可被相達候」/469
寛保 010321/「組頭・支配有之面々案文」には、「拙者」の文言の次に、二行割書きで「組何役」と「支配 何勤」を並列して記し、組の場合と支配の場合の両者の書式が例示されている//御用帳御法令之部 199-025

支配は組付ではない

天保 040906/青柳勝次倅吉次郎は、続風土記中清書手伝勤之間「城代頭支配」に仰付られる。「城代組」に加えられたのではなく、勝次の家内判のまま御城代頭の「支配」となる。
/大目付日記 『福岡市史 近世②』777
享保 050619/廃藩となった直方藩家中の内、「惣而御通懸御礼之者ハ無礼之御城代組、無礼之者ハ御城代頭支配番方ニ被差加候事」/吉田家伝録 中 678

▽頭・支配の機能

人柄支配

判元の人柄の掌握

天保 041011/「一昨夜町奉行より、今日升木屋詮儀之内、祇園町町医木村益庵五半時出方之儀町奉行へ達置候処、同町判元ニてハ無之、伊勢田兼貞家内判ニ有之段申出有之候、然ルニ兼貞御城代組ニ候哉之所も不相分、且ハ諸士之家内判升木屋へ呼出之儀も不相分候ニ付、今夕ハ其儘ニ致置候、今日出方懸リニ相調子候処、諸士之家内判ニ候得ハ一応御月番へ申出候上、升木屋へ呼出候都合ニ有之、且ハ弥兼貞家内判ニ相違之有無も難相分ニ付、今日呼出之儀ハ、判元之儀ニ付取調子候儀有之、罷出不申談升木屋迄御詮儀懸へ及懸合候事

一伊勢田兼貞家内判ニ相違無之哉之段取調子有之様、衣非三郎右衛門(城代頭)へ相達事
/大目付日記 『福岡市史 近世②』803

願類の取次 ただし、例外もある

天保 040412/「伴平七、門弟ニ免状目録引渡候段大頭より申出有之候、然ルニ平七儀ハ御納戸組之儀ニ付、右申出ハ御納戸頭へ申出ル儀ニて可有之と相見込候間、其段大頭へ戻り及問合候処、家業筋ニ依り申出候儀ハ統て大頭より取次候段相答候間、御用人(毛利)長右衛門へ差出置候事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』662

仕置

天保 041201/「一浮組何某身分不締放蕩有之、押て身退申付度段伺出ニ相成居申候処、今日御聞置相済、右申出候通り可申付候段御口達書御渡ニ相成候間、御鎗奉行竹田団之丞ニ相達候事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』835

差控

組・支配が不祥事を惹き起こした場合、頭・支配方は差控を申出る

支配違

天保 041019/長崎番御番手目見には「他支配も入交り候得とも、大頭計之出席ニて相済事」/大目付日記 『福岡市史 近世②』808

天保 0401/出奔した御城代組太田良八母を一族阿部半九郎手元へ呼取る願を良八一族(半九郎も連名)より御城代頭を通じて願出、御聞済となる。この件について大頭三好甚左衛門は「大頭之手元ニ出候儀共ニてハ有之間敷哉」と内分引合。呼び取り先の阿部半九郎が大頭支配であったため、引合に及んだと考えられる。これに対し、大目付は「矢張り御城代頭之手元ニ出候方相当候儀」と回答。/大目付日記 『福岡市史 近世②』573

天保 040901/瓜田五三郎家来判之者が穂波那枝国村で不埒。郡代は出郡先より「右五三郎家来判之者之儀ニ付、一刻も橋口牢舎申付ニ相成度」と申越/大目付日記 『福岡市史 近世②』774

「一穂波郡枝国村にて瓜田五三郎家来判(空白)と申者筋不宜遊興いたし候段、郡代出郡之節承り候付、村預ケ致置候由、其外掛り合之者共え其村預ケニ取計置候得とも、右五三郎家来判之者之儀ニ付、一刻も橋口牢舎申付ニ相成度段出郡先より申越候間、其段裏判より五左衛門殿へ被申上、則手元へ右懸合を以御懸ケニ相成候間、則召捕、直ニ橋口牢舎之儀左之口々え相達候事

大頭 久左衛門
町奉行 作右衛門」

「一昨日五左衛門殿より被仰聞候穂波枝国にて召捕者ニ携り之面々郡牢舎申付置候段、懸り合之名元を以郡代より申出候間、右書付御詮儀方之心得之ため御渡被成候間、追て引付之節御詮儀懸りへ相渡可申事」(大目付日記 『福岡市史 近世②』775)

勤方支配

頭・支配方の人柄支配と勤方支配が分離する場合

天保 0402/大目付下書を免じる際、大目付は御城代頭へ当役差除の段を御城代頭から伝達するよう申し入れ/大目付日記 『福岡市史 近世②』624

天保 040711/「郡代介役被仰付、大目付支配ニ被仰付」、勤方は「郡奉行得差図、郡代申合入念可相勤」/大目付日記 『福岡市史 近世②』730

天保 1203/学問所引越修行者(城代組 岡部栄蔵)の当時本宅への看病引願を島村孫六(学問所)から御用人へ差出。御用人は、島村からではなく、支配頭(城代頭)より横折で願出るよう指示/櫛橋日記

引付

引付＝人柄支配・勤方支配の引渡し？

天保 040222/大目付下書中村茂蔵、生得不器用として下書三人より差除を申出。代りに町廻り西村新平を推挙/大目付日記 『福岡市史 近世②』624

天保 040228/側筒頭手元で西村新平へ大目付下書を申付、「御城代頭へ引付之末、手元へ引付ニ相成」/大目付日記 『福岡市史 近世②』630

本来の帰属先として人柄を把握＝人柄支配の根幹

寛政 100312/分間方引切手伝無礼御城代組藤本惣七病死。悴圭次跡抱、引切手伝に御渡の御下知は寛政 0111 に相済居に付、城代組分間方広羽八之丞より伺。「右月番四郎大夫より、圭次と申者分間之術御用達仕候由ニ付、寛政二戌年正月致指図置候通、圭次儀直ニ惣七跡抱ニ申付候、然共御法有之儀ニ付、一旦足輕職役ニ差返候上、早速ニ一代分間方手伝引切ニ相渡、追而圭次身退候節ハ如已前足輕職役ニ申付候旨、城代頭え及口達」/御用帳 319-143

天保 0406/「依願馬廻頭御免、大組差加 肥塚幸太郎」/大目付日記 『福岡市史 近世②』715

人柄支配の重層

支配頭は家内の横死については見分するが、家内判の者については見分せず、主人改で済みます。但、横死および結縁については月番へ申出る。

天保 040503/下須恵田原善卜家内判田原某が異体にて溺死の段、跡聞香西唱生より御納戸頭へ申出。「家族」であるから支配頭の見分が必要か、「家内」ではないので見分は不要かと、御納戸頭杉山文左衛門より大目付へ引合。大目付中は「右ハ家族と申ものゝ、根元家内とハ願振何廉ニ付差別も有之候事故、家内ハ本より支配頭之見分有之事ニ候得と

も、家内判ニ候ハ、主人より之改ニて、別段支配頭より伺ニ及間敷と申合」/大目付日記『福岡市史 近世②』681

出奔についても同様

天保 040222/無礼であっても当代(当主)の出奔は月番へ申出るが、「家族之儀ニ付(大目付の手元切ニて可相済)と申合」【→ ここでも手元切の範囲は、対象者と御上との関係を基準に定められている】/大目付日記『福岡市史 近世②』624

▽町方・村方も家中と支配構造は同一

町奉行の人柄支配

天保 041218/「田村常陸之助 右遺跡無相違被下、町奉行直支配ニ被仰付候、社職入念可相勤候由」/大目付日記『福岡市史 近世②』847

町奉行・郡奉行は支配方？

明和 070828/吉田忠右衛門・村沢瀬左衛門より借入の銀・錢上納を「月番より頭并支配方え口達之」/御用帳 315-203

伝達対象者は、御隠宅御納戸・西新町油屋惣六・判屋徳助・飯塚宿中買次助御納戸は頭、それ以外は支配方を通じて伝達したとみられる。

☞ 町郡浦三奉行は「頭」ではなく、「支配方」

明和 071128/在の人柄が「支配方へ差出候書付」へ、番方の人柄が「連名致候段不埒」と申付。/御用帳 315-286～

この場合書付を差し出された「支配方」は郡奉行

/継目御礼の際に大組の場合は大組頭が、両大賀の場合は町奉行が当人を召連れて罷出る/「御家臣国民類集 継目御礼之巻」 黒田文書 407-335

郡奉行・御免用方添役の差控

文政 0108/穂波郡横田村長助が親殺しを白状。郡奉行・御免用方添役ともに御国中一同差控を月番へ伺出。請持の郡奉行・御免用方だけに差控仰付/是松文書 No.1

庄屋—組頭—組合の構造

判元、願書への庄屋・組頭による奥判=家中と同一の構造

☞ 藩社会の基本構造 「頭」・「支配方」を通じた分節的支配

□法圏の重層

▽御上の御構

御上の御構が及ぶ範囲

長期にわたって年齢を若く詐称

天保 0402/「最前一統ニ年齢申出候事有之候得とも、頭之手元へ入方ニて申出たる儀ニ可有之哉、左候得ハ上ニ相貫キ候儀ニてハ無之ニ付、右横折ハ出申ニハ及間敷、矢張一通り右年齢之書出ニて可然」と大目付は判断/大目付日記『福岡市史 近世②』604

御暇被下候者は離縁願の対象外

天保 040414/「右伽太夫儀ハ根元御暇被下候者之儀ニ付、此節願ニハ及間敷、根元女子他家へ嫁取り之儀ハ御免之儀ニ付、万一願出候節上ニて御不審立候得ハ、大目付手元へ承り置候と申所ニて可相済」と申合/大目付日記『福岡市史 近世②』663

御上の物＝御財用本^ノの職掌領域

天保 0401/拝領屋敷に他領の士官滞留は「不相成御法」であるが、組屋敷であれば差支もなく、自分宅であればなおさらと認識。拝領屋敷であるから御構が及ぶ ⇨ 組屋敷・自分宅は御上のものではない / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 578

天保 0401/永蔵の米盗人は「御詮儀」の対象 大頭→大目付→御本^ノへ申上/大目付日記 『福岡市史 近世②』 585

天保 040401/松田与八郎預り山受取立会の郡目付より書上差出、御財用本^ノへ差上/大目付日記 『福岡市史 近世②』 654

天保 040507/志摩郡 7 ケ村黒鴨打払は、財用方本^ノ→大目付→傍示奉行のルートで伝達 ⇨ 御狩場は「御上の物」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 683

天保 040812「早良郡打払之儀願出、(財用方本^ノ)五左衛門殿御聞置相済候間、明後日側筒頭へ相達可申事」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 756

御詮議

永蔵偽証扱一件は本来は御詮儀懸りの職掌

天保 0402/永蔵偽証扱一件は、御詮儀懸りに懸けても、すぐには事情を把握できない。町奉行に委ねれば「速ニ致急可申」として町奉行へ「内密之取調子」を指示し、「永蔵奉行より申出之書取」を渡す(文書は要返上) / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 602

天保 0402/町奉行手元詮儀相約り候段の書付五左衛門殿へ差上置候処御下げ、追って引付の上、御詮儀懸りに相渡 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 607

頭からの御当用御詮儀への移管申出

天保 0402/永蔵偽証扱に関与の郡代組の者詮儀について、「右書類郡代より御席へ申出に相成候て、御当用御詮儀ニ相成度段申出ニ相成候方可然と申合」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 605

永蔵米盗人一件牢舎人は公儀飯之者？

天保 0401/「牢舎人飯米之儀、町奉行より引合有之間、公儀飯之者ニ付例之通以懸合町奉行へ相達候事」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 587

郡方の人柄を御詮儀で召捕、橋口牢舎

天保 041214/「一表粕屋郡松崎村ニて、百姓市右衛門と申者御詮儀筋ニて召捕、直ニ入牢之儀被仰聞候間、大頭并町奉行へ相達候事」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 843

橋口入牢の対象は「御当用之者」

天保 040126/大組より、盗賊方が捕えた似せ切手の者、竹森文之進(御馬廻組)家来判であるため「同所へ御法之通り引付可申哉之段」引合。しかし、盗みと異なり「不容易儀」に付「直ニ御当用ニ引付ニ相成候方可然」、橋口牢舎と決し、「引付ニ相成候様大組へ申談」、御詮儀懸りに引付、町奉行えも入牢之儀相達」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 597

天保 040102/郡牢舎では不丈夫として橋口入牢を願出た郡代に対して「右之者はいつれも御当用之者ニても無之ニ付、先ついつれとも郡方ニて糺ニも可相成ニ付、積り借り之心得ニ取計有之候様、左候ハ、郡奉行へ入牢之儀ハ相達置可申候段、岸原七太夫(郡代)へ申談……」 / 大目付日記 『福岡市史 近世②』 567

揚り屋は町奉行支配

天保 0402/「繕彼是根元町奉行之手内之場所ニて、御当用之場所ニ無之」 / 大目付日記 『福

岡市史 近世②』623

天保 0402/御当用御詮儀の対象者を揚り屋に拘束すると、御当用から「御用借」の状態となる。郡代組の者の罪は明白なので、最初から橋口牢舎を申付るべきと大目付は判断/大

目付日記 『福岡市史 近世②』606

□分節的構造に対応した記録体系

記録体系を形成する鋳型

表と奥という縦の2系列と、分節的支配構造からなる藩の支配構造

現存する黒田家文書＝御右筆所が管理していた御記録のうち、湮滅を免れた記録類

役所系統の記録は基本的に含まない

名古屋藩の事例

(太田尚宏「尾張徳川家における文書の伝来と管理」 『幕藩制アーカイブズの総合的研究』 2015 思文閣出版)

奥向の空間にあった記録類は「私物」として徳川家へ伝存

「城郭ニ属シ候物」は記録類も含め愛知県に引き継がれる

黒田家の山林下げ戻し請願書類＝御山は奥のもの(御納戸頭支配)だったことを証明すべく編纂

山林下げ戻し請求の主張＝御山は奥が管理していた私物であるとの認識(黒田家文書)